

### 12月はパラハート月間(障害者週間)

障害への関心と理解を深め、障害がある方のあらゆる分野の活動への参加を促進するため、毎年12月3日～9日は障害者週間と定められています。さらに、市では12月をパラハート月間として、障害への理解を深める取り組みを行います。



### 調布・狛江の魅力PR部が体験!

調布福祉課 ☎042-481-7094・7089・7135

## 手話で会話してみました

市内にある福祉作業所「NPO法人羽ばたくめじろ作業所」が運営する「Cafe Gallery さえずり」では現在、聴覚に障害があるスタッフが働いています。今回は、調布・狛江の魅力PR部\*の大学生がこのカフェを訪れ、手話でのコミュニケーションを体験しました。

\*調布・狛江の魅力PR部は、若者の目線で市内の魅力を発信することを目的に発足。大学生のメンバーが取材し、市報や市公式SNSで発信しています



### 障害のある方が働くカフェ

## Cafe Gallery さえずり

障害があっても接客・調理の仕事ができるようみんなで工夫して、コミュニケーションを取りながら仕事をしています。



営業時間 / 午前10時30分～午後4時  
定休日 / 土・日曜日、祝日  
調布区領町1-3-1  
☎042-444-8818



胸元に「耳が聞こえません」のバッジをつけています。



めじろ作業所オリジナルの「ゆび文字メモ帳」。五十音の指文字イラストが楽しい。



野菜たっぷりボリュームのあるホットサンド



旬の果物を使用した色とりどりの手作りスイーツ



パティシエ 矢野さん

ここではさまざまな障害がある方が働いています。聴覚に障害があっても、手話や筆談などでコミュニケーションを取りながら、積極的に接客をしています。私も一緒に働きながら手話を覚えました。簡単な手話でやり取りはしていますが、足りない部分は、単語を組み合わせる、筆談を交えることで補っています。このカフェでは、初対面のお客様同士が手話で会話したり、手話を覚えて使ってみようとして来店される方もいます。聴覚障害のスタッフは手話で話しかけられると嬉しいようです。ぜひお気軽に手話で交流しましょう。

### 障害者福祉作業所とは?

書類の封入・封かん、配達、清掃、お菓子・パン作りなどさまざまな仕事を受注し、障害者が働く作業所です。なお、福祉作業所の売り上げは作業所で働く障害者の工賃(給料)となり、仕事へのやりがいにつながっています。

### 美味しいカフェ・レストランはまだあります!

障害がある方が働く市内のお店(事業所)の一覧は、調布市福祉作業所等連絡会参照



### さえずりのスタッフに教えてもらいました。

## やってみよう! 手話であいさつ

### 「こんにちは」

①片手の人差し指と中指をそろえて立てて、時計の針で12時を示すように額に当てる。



②両手の人差し指を向かい合わせて、おじぎすするように曲げる。

### 「ありがとう」

①手の甲の上にもう一方の手を垂直にのせ、軽くとんと当てる。



②その手だけを上げる。

### 「ごめんなさい」

①親指と人差し指で「盾間」をつまむようにする。



②手を開き、上から下へ下ろしながら頭を下げる。

### 「どうしたの?」

①片手の人差し指を立てて、



②その指を肩の前で左右にふる。

### 「だいじょうぶ?」

①右手を左胸から



②右胸に動かす。



PR部が体験した手話の様子も市のYouTubeで配信しています。



市YouTube

## 2つの条例の制定とこれから

条例検討に当たり、障害当事者団体や関係機関が集まって話し合いを重ねました。2つの条例は、それぞれの条例の特長を明らかにしながら、共生社会の実現を共通の目的としてつくられたものです。今後私たちがどのような取り組みができるかと良いか考えていきましょう。

条例の内容はこちら



## 手話言語条例とは

手話は独自の語彙、文法、文化を持つ1つの言語です。手話をもっとたくさんの人に知ってもらい、手話を自分の言語として使っている人の権利を守り、みんなと一緒に暮らしていけるように定めた条例です。

### 手話

音でなく手や指、体の動きを使って、言葉の意味を目で見分けるように伝える言語です。手話は、手の動く方向、位置、速さによって意味が異なります。

### 手話を言語として使う人

聴覚に障害のある人には、生まれた時から耳が聞こえない人、途中で聞こえなくなった人、聞こえづらい人がいます。補聴器を使用しても聞こえ方はさまざまです。

## 障害者の多様な意思疎通に関する条例とは

人と人が意思疎通をし、お互いを思いやる考え方を伝え、理解しあうことは全ての人の権利です。障害のある人が、希望する多様な方法でコミュニケーションをとれるように、配慮・支援などを行い、みんなで暮らしていけるように定めた条例です。

### 障害の特性に合わせた意思疎通手段

専門的な支援をする人による、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助、失語症者向け意思疎通支援、代筆・代読、点訳、音声訳などがあります。ほかにも誰でもすぐに取り組める方法としては、分かりやすい言葉でゆっくり話す、コミュニケーションボードを使う、筆談する、相手の反応や返事を急かさずに待つなどもあります。

## 手話を覚えてみたい・話してみたい方は

社会福祉協議会では、手話の普及と手話通訳者養成のための講習会や中途失聴・難聴者のための手話講習会を開催しています。市内には、手話を勉強している人が集まり、自主的に学んでいる手話サークルもあります。また、調布市聴覚障害者協会では、耳の聞こえない人同士で交流したり、講演会や映画上映会などのイベントを行っています。調布市聴覚障害者協会 ☎042-481-7800、調布市聴覚障害者協会 / cyoufu\_deaf@yahoo.co.jp

来年、東京でデフリンピックが開催されます。詳細は16面へ



Check